

平成27年 3月24日

午後 2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	伊藤 勝巳	2番	川瀬 知之
3番	鈴木 みどり	4番	那須 英二
5番	三宮 十五郎	6番	早川 公二
7番	平野 広行	8番	三浦 義光
9番	横井 昌明	10番	堀岡 敏喜
11番	炭竈 ふく代	12番	山口 敏子
13番	小坂井 実	14番	佐藤 高 清
15番	佐藤 博	16番	武田 正樹
17番	伊藤 正信	18番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

6番	早川 公二	7番	平野 広行
----	-------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (32名)

市 長	服部 彰文	副 市 長	大木 博雄
教 育 長	下里 博昭	総 務 部 長	佐藤 勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤 久幸	開 発 部 長	石川 敏彦
教 育 部 長	服部 忠昭	総務部次長兼 税 務 課 長	伊藤 好彦
総務部次長兼 総 務 課 長	村瀬 美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野 隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木 春美	民生部次長兼 児 童 課 長	渡辺 秀樹
開発部次長兼 土 木 課 長	竹川 彰	開発部次長兼 下 水 道 課 長	三輪 眞士
会計管理者兼 会 計 課 長	服部 誠	監 査 委 員 事 務 局 長	松川 保博
財 政 課 長	石田 裕幸	秘書企画課長	山口 精宏
防災安全課長	橋村 正則	収 納 課 長	山守 修
市民課長兼 鍋田支所長	平野 進	保険年金課長	平野 宗治
環 境 課 長	鈴木 浩二	健康推進課長	花井 明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

- 日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第25 議案第24号 市道の認定について
- 日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- (追加提案)
- 日程第31 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 発議第1号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第33 発議第2号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第34 請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願について
- 日程第35 発議第3号 年金積立金の適正運用の確保についての意見書の提出について
- 日程第36 発議第4号 子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について
- 日程第37 発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第38 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第39 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第40 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第41 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第 1 号 平成27年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 8 号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第10 議案第 9 号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

日程第19 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第25 議案第24号 市道の認定について

日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第30、議案第29号まで、以上29件を一括議題とします。

本案29件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託された案件は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算を初め11件であります。

本委員会は、去る3月18日、委員全員と委員外2名の出席により開催し、慎重審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算及び議案第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計予算について一括審査をいたしました。

委員より、新庁舎の予算について、昨年、繰越明許から今年度は当初予算に計上されているが、建設に対する流れの再確認が必要と考え、改めて説明を求めるとの質問に対し、市側より、耐震診断の実施、建てかえするのか耐震補強するのかの検討、新庁舎の位置の決定、庁舎の建てかえの方法の検討、決定に至る経緯など、庁舎改築検討委員会等での協議内容などを時系列で説明がありました。

委員より、近隣市では市街化調整区域での建設計画がなされているが、本市での市街化調整区域における庁舎の建設ができなかったのは手続上の問題、時間的な制約、法的なものであったのかとの質問に、市側より、調整区域における庁舎建設につきましては、都市計画法の改正前は適用除外で許可を要しなかったのが、都市計画法改正後は許可制度の対象となった。許可基準に、開発審査会を経て開発区域の周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域において行うことが困難または著しく不相当と認める開発行為がありますが、本市の場合はその要件に該当しないと判断されていると回答がありました。

また、理想的な庁舎建設のためにも合併推進債にこだわらず計画を見直してはどうかとい

う質問に対し、市側より、市の財政面を分析すると、多額の財政調整基金を積み立てるほど財政面に余裕はないので合併推進債を活用するのが有利と考えますとの回答でありました。

市街化調整区域への建築に向け、見直しを検討する考えはあるのかという質問には、合併推進債の期限、これは5年延びまして平成33年度までですが、がなければ可能と考えますが、さまざまな条件をクリアするためにはスケジュール的に無理があるとの回答でありました。

ほかの委員からは、補償積算業務に関しての業者の選定や業務内容は精査されたものかとの質問に、補償業務の算定は適正な入札により決定された業者によるもので、愛知県公共用地取得に伴う損失補償基準に基づき補償業務の監理士の資格を持つ技術者が行ったもので、予算計上時において十分精査したものです。ただし、契約時において条件等に変更が生じる場合が考えられるため、その時点で最終確認を行いますという回答でありました。

庁舎の関連以外にも、防災に対する予算に対し県が発表した防災シミュレーションを尊重し、実際に避難場所として活用できる施設・建物を明らかにすべきではとの質問に対し、想定する巨大地震による津波と液状化に対応した一時避難所について3.5メートルの津波を想定し、多数の避難者の受け入れが可能である学校等公共施設に早く整備を進めていくとの回答でありました。さらに、避難マップで避難場所の周知が重要であることは確認しているが、避難路についてはどうだという質問に対し、地元の防災会等と協議して進めさせていただきたいとの回答でありました。

続いて、想定される南海トラフの地震が発生した場合の当市に津波が到達する時間はとの質問に対し、市長より、津波の到達は80分が目安であり、1時間以内に避難することが正しいと考えております。さらに、避難する場合、市内だけでなく市外を想定すべきではないかとの質問に対し、海部地域で総合的な災害協定を結んでいるし、ほかの市への避難も考えていかなければならないとの回答でありました。

当直業務委託費は、警備会社や警備員に対する情報管理や守秘義務の配慮がなされているのかという質問に対し、10月以降の委託を想定し契約内容を精査し、守秘義務等を十分に配慮したものにしますとの説明でありました。

ほかの委員からは、当直の委託先にシルバー人材センターを検討しているようだが、労働基準法に抵触するようなことはないかとの質問に、現在、愛知県内では13市が委託しています。シルバー人材センターの活用が有意義なものであるという観点から検討しています。一方で、警備法によるシルバー人材センターには向かない業務があるということは承知しており、勤務時間・委託内容を精査しクリアしている段階ですという回答であり、さらに、シルバー人材センターが不可能な場合は警備会社に委託することも想定し予算計上していますとの説明でありました。

防犯面に対する質問では、防犯灯の全灯LED化について、そのスケジュールと方針につ

いてという質問があり、新年度前半で調査し、電気料金等の都合もあるため、後半に地区単  
位に順次施工していく予定です。契約はリース方式とし、期間は10年間とし、契約期間終了  
後、無償移管を採用しますという回答がありました。

歳入面に関しては、税制改正により税率が下がり、税収減が予想されていた法人市民税の  
予算が前年度対比で5,800万増加しているが、その原因はとの質問に、企業の景気回復が最  
大の原因であると。

以上のような質疑を経て討論に入りました。討論では、平成27年度弥富市一般会計予算に  
対し、改善の余地があるということから反対討論があり、一方、市民に求められている庁舎  
の早期建設を求め賛成討論がありました。討論を終結し、採決の結果、賛成多数で原案は了  
承されました。

議案第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計予算について、討論はなく、全員賛成で原  
案は了承されました。

続きまして、議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正についてから議案第15号弥富市手  
数料条例の一部改正についてまで、以上8件を一括審査いたしました。ここでは質疑はなく、  
討論に入り、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一  
部改正について及び議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条  
例の一部改正についての2件に対し、教育長制度が見直され、行政長の権限が強められると  
いう反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、議案第8号から議案第12号及び議案第15号についての5件は、  
全員賛成で原案は了承され、議案第13号及び議案第14号は賛成多数で原案を了承となりまし  
た。

最後に、議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）について審査を行いま  
した。

最初に、市側より説明がありました。その後、質疑に入り、委員より、蟹江警察建てかえ  
のために利用される農業福祉センターは、建てかえ終了後、防災センターになるという話を  
聞くが、そのような計画はあるのかとの質問に、市長より、そのような話は市として全く聞  
いていませんとの回答がありました。

以上の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成  
27年度弥富市一般会計予算を初め7件であります。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外4名の出席により開催し、慎重審査を行い

ました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算について一括審査いたしました。

道路区画線設置工事請負費は、区長申請以外に対しても予算計上されているのかの質問に、市側は、交通安全対策の観点から、通学路・生活道路等において道路管理者の管理する区画線が薄くなっている箇所は計画に含んでいるとの答弁がありました。

また、弥富北中学校通学路になっているキンブル東側にある近鉄線踏切から国道1号線までの間は危険な状況であるが、対策の進捗状況は、また踏切を歩道設置のために拡幅する予定はあるかの質問に対し、市側より、本年2月に白線等の薄い部分について対応しました。歩道設置に関して鉄道事業者と協議していきたいと考えていると回答がありました。

また、委員より、多面的機能支払交付金事業は活動組織が市内14組織となっているが、拡大していくべきではないかとの質問に対し、市より、一つでも多くの組織を立ち上げていただくよう今後も引き続き説明会等の啓発活動を通じ、組織の立ち上げを進めていきたいとの回答がありました。さらに、この事業は以前、農地・水環境保全隊事業という認識だが、その事業と比較するに市の事務量が増加するが体制は整っているかの質問に、市より、地域協議の事務を減少していく方針だが、27年度は書類審査等を地域協議会でも実施していただくと聞いていますとの答えがありました。

続いて、厳冬期に凍結し、カーブミラーの効力を発揮されていないものがあるが、その対策については、市から、来シーズンに向けて曇りどめの防止策が施せるような対策や製品の調査をしていきたいとの答弁でした。

金魚はともだち事業とは具体的にどのようなものかについては、市からは、主に2点あり、1つは、夏休みの1カ月程度の長期間で市内商業施設において金魚すくいを開催し、そこを起点にPR活動やきんちゃんグッズの販売にも力を入れていきたい。もう1点は、現在も小学生の親子を対象に開催し好評である金魚組合と愛知県水産試験場の主催する金魚の成長段階を学習する金魚の学校に対する支援をバックアップする体制強化をしていくとの説明がありました。

補助金交付事業、特に土地改良に対する上において繰越金に着目し予算措置を講じているかの質問には、交付団体によっては繰り越しされているが、減額することはしていない。なお、土地改良区について毎年見直しを行い、減額し交付していますとの答えでした。

土地改良に関しては、合併の方向性はの質問に対しては、市の考えは、現時点では、単独で土地改良区が存在したほうが国・県の補助金が多いことが明確なだけに、整備を進める上において重要であると認識しており、その点を含め、市にとって有利な状況を見きわめな



ければならないと考えているとの説明でした。

狹隘道路整備事業は時限立法であるが、現在の市の状況と今後の見通しはどのようになっているかとの質問に対し、27年度も予算計上し事業予定をしています。今後の予定は、現時点においては未定であるとの説明でした。生活道路や通学路について優先的に事業を進めて取り組んでいきたいとのことでした。

以上のような質疑がございました。討論はなく、3件について採決を行った結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第24号市道の認定について審査を行いました。

質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

その後、議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第28号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第29号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、最初に市側より説明を受けました。

平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でかなり減額されているが、その理由はどの質問に、国庫補助金が84.5%しか採択されなかったことによるものであるとの説明がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

建設経済委員会では、付託事項について以上のように審査を行いましたことを御報告し、委員長報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算を初め15件です。

本委員会は、去る3月17日、委員全員と委員外4名の出席により開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を審査いたしました。

委員より、新規事業の生活困窮者自立支援事業について、本来生活保護が受けられる者を受けないようにする趣旨のものかとの質問に対し、市側より、生活保護に至る前に困窮している者を対象とした事業であるとの回答がありました。

また、老人福祉費の給食サービスのコーヒーチケットは、総合福祉センター内の喫茶店のみでしか使用できないが、地方創生事業のプレミアム商品券が市内の登録された店舗で使用できるように、外出支援にもつながるので他の喫茶店でも使用できないかとの質問に対し、市側から、コーヒーチケットについては引き続き総合福祉センター内喫茶店のみで行って

く。外出支援については、27年度より実施される触れ合いサロンを利用してもらいたいとの回答がありました。

また、他の委員より、マイナンバー制度への移行に関するスケジュールはどうかとの質問に対し、市側から、平成27年7月ごろ広報等で周知し、10月より全ての住民に通知カードと個人番号カードの申請書が地方公共団体情報システム機構から送付されます。その後、個人番号カードの交付を希望する場合、機構へ申し込みをしてもらう手順で平成28年1月より個人番号カードの交付が始まりますとの回答がありました。

また、保育費関連では、保育所費の土地購入費について、駐車場用地購入とありますが、各保育所で何台分を考えているかとの質問に対し、市側より、西部・十四山保育所は既に借りている土地を購入するもので、白鳥保育所は20台から30台分を増設するための新規購入予定ですとの回答がありました。

続いて、学校予算では、学校給食調理業務委託料について、26年度に市内を2地区に分けて入札を行った理由はとの質問に対し、市側より、業務内容については競争性を持たせるために2地区に分けて入札を行いましたとの回答がありました。

以上のような質疑があり、続いて討論に入りました。

討論では、一般会計から国保の繰り入れを減らしておきながら国保の徴収額は値下げをしないのは、市の負担を減らして住民負担を減らさないということから賛同できないとの反対討論がありました。さらに、後期高齢者医療特別会計についても、住民負担とならないよう要望するため賛同できないとの反対討論がありました。

討論を終結し、1件ずつ採決の結果、それぞれ賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第16号弥富市立保育所条例の一部改正について、議案第17号弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について、議案第18号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてまでの以上3件を審査いたしました。

委員より、保育所入所基準から外れた場合、保育所を退所しなければならないのかとの質問に対し、市側より、3歳以上の児童については、私的契約児制度に基づき、保護者が途中で仕事をやめられても保育料は2段階上がるが退所しなくてもよいとの回答がありました。

以上のような質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正についてを審査する際、那須委員より修正案が提出されました。修正案及び提案理由は、年間所得120万円以上190万円未満の第7段階の対象者に対し、年間介護保険料の値上がり幅が他の段階よりも大きいため、原案の7万4,200円から7万1,400円に修正し、負担額の軽減を図るものである。年間約400万円、3年間で減額する約1,200万円は2,800万円の基金により十分カバーできることにより提案する

との説明があり、その後質疑を行いました。

委員より、修正案に対する市の見解はどの質問に、市側は、保険料を設定する手順は人口推計、今後の認定者数を見込み、過去のサービス実績などさまざまな要素を加味し計画を設定しています。計画は、国の指針に基づき策定委員会に諮り決定したというプロセスがあります。設定の手順を考えると、一部分のみを変更するのではなく、根本的に見直しを要することになると同時に、今回の基準は国の所得区分に合わせたものである。さらに、原案は低所得者層に対し配慮したものであると説明がありました。

委員より、基金を活用することで財源は賄えると考えますが、市はどのように考えているかとの質問に対し、国・県の給付費負担金・交付金の返還等も考えられるため、基金を全て充当できるものではありませんとの回答がありました。

以上の質疑がありました。採決の結果、賛成少数により修正案は否決されました。

これを受け、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正についての市側提出の原案に対する審査をいたしました。討論では、第7段階部分において値上げ幅が他の段階と異なり大きくなることから賛同できないという反対討論がありました。一方、第6、第7段階に該当する人たちの生活状況を考えると、修正案が出された点を踏まえ、次回の見直し時に配慮、検討することを要望するという賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第20号弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、議案第21号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、議案第23号海部地方教育事務協議会規約の変更についての以上4件を一括審査いたしました。

議案第23号に対し、委員より、時の行政長によって教育の介入が強まることで不安があると考えますが市長の考えは、その件に市長より、本市の新制度は28年10月よりスタートするが、今まで本市は教育委員会と大きなトラブルがないと認識しており、今後も教育委員の意見を踏まえ、教育行政を進めていきたいと考えている。私自身もしっかり勉強し、首長がしなければならない仕事があると認識していると回答がありました。その回答を踏まえ、委員より、現市長はそのような考えであるが、いずれ市長がかわれば積極的な教育への介入が考えられるため、そのようなことがないように対策を講じる必要があるのではないかと質問に、市長より、教育委員会としっかり協議を進めることを本市の教育行政の根本にしていくと回答がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、採決を行いました。

議案第20号から議案第22号の3件は、全員賛成で原案を了承し、議案第23号は、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第26号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第27号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）について審査いたしました。最初に市側より説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

まず、佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 平成27年度一般会計予算に対する討論をいたします。

服部市長の政治姿勢及び議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算に対して、私の考えを述べ、反対の討論をいたします。

この一般会計予算には、新庁舎建設事業に関する公有財産購入費、土地購入費1億1,622万2,000円、物件移転補償費1億526万円が計上、提案されております。平成25年6月議会において、補正予算として提案された最初から不可解な疑問に満ちた矛盾した予算でありました。私は長年の経験から、一見して1対1.28という土地の交換条件、固定資産税評価額で比較すると1対1.4という40%も高い交換条件、恐らく税務当局も認めがたいような交換条件であります。また、1億530万という高額な物件移転補償金額であったため、内容及び補償金額等に疑問があり、今後の公共用地取得問題、行財政運営に禍根を残すことを憂いたため、継続して慎重に十分審議を尽くすように提案をしてきました。

しかし、個人情報にかかわる問題との理由から、予算内容の適正、妥当性、議会審議では明らかにすることもなく、誰しも高額な補償費であると感じておりながらも、東日本の災害から早く新庁舎建設をすべきと小坂井実議員、平野広行議員の賛成討論によって一方的に賛成多数で議決をいたしました。早く新庁舎を建設することには、みんな賛成をしております。そのために24年3月7日に弥富市庁舎改築等特別委員会も設置をし、建設の準備も進めてきたのであります。

しかし、市民の税金、厳しい財政状況の中で貴重な公金である財源により支出する以上、土地取得のための条件内容、物件移転補償費等について公平・公正を基本に精査することは最も重要なことでもあります。しかも補正予算として計上された以上、これは実行予算であり、議決されれば執行可能となります。二代表制である議会としては、予算内容の精査、チェックをすることは当然の義務であり、責任であります。地主が不利益にならないように配慮することは重要であります。全ての市民にとって公平・公正の原則を遵守し、適正な条件

でなければなりません。今回の交換条件は今までも例のないものであります。

また、適正な入札によって落札した信頼できるコンサルタント会社が適正に積算しているといえども、内容によっては地主との協議によって是正でき、双方が合意できる補償金額を見出すことができるものであります。

特に、この1億530万円という高額な物件移転補償費は不可解であります。しかし、個人情報保護を名目に内容の精査を拒み、形式的な審議のみで議決したのであります。この矛盾した不可解な予算に対して、賛成した討論内容は、二代表制である議会の審議権に禍根を残す問題として、私は疑問と不信を忘れ得ないのであります。

このような状況を知り得た市民の方から、不可解な矛盾した予算のため住民監査請求が出されました。市当局はもちろんのこと、議会に対する責任追及の監査請求とも受けとめるべきであると私は認識をしております。監査委員会は、25年度内には執行しない予算であるとの理由から却下しました。これは、弥富市政史上、初めての悪例の1ページになることでありましょう。年度内に、最初から執行しないものを補正予算として提案すること自体、行財政運営の基本的原則が理解されていないと考え、繰越明許をするのかと尋ねたところ、繰越明許はしないとの答弁でありました。このような疑問と矛盾から、市民によって名古屋地方裁判所に予算差し止め請求訴訟が起こされたのであります。結果的に、26年3月議会において繰越明許をせざるを得なかったのであります。さらに、係争中のため27年3月までの1年の間に予算執行はできず、今回3度目の予算計上をしているのであります。今回、この予算も恐らく27年度内には執行できないと考えられます。

この予算案について、第一の問題点はこの予算内容の精査であります。

13日の議案質疑、18日の総務委員会において一部ただしましたが、市当局は、平成23年度末までに土地の鑑定評価も物件移転補償積算業務も終了をし、把握しておりながら、補償内容、積算金額等について適正な精査がされていたか疑わしいのであります。また、精査能力と怠慢、さらに偽りを感じたのであります。24年11月には基本設計図を公表し、市民に配布までしております。当然、地主との用地取得合意が得られていなければなりません。それが、25年3月になって、地主との用地交渉が難航していると庁舎建設特別委員会に報告し、対策協議を求めたことは市当局の怠慢以外何物でもありません。

市長は、石田技術コンサルタンツから提出された物件移転補償調査積算書を10日間見ましたと答弁していますが、見ただけで内容に疑問を感じなかったこと自体にも疑問を感じています。例えば、素人の私でも1億530万円という金額を見ただけで、こんなに高い金額に疑問を抱いたために補償内容、積算金額等の精査をする必要性を感じているのであります。今回の場合、積算したコンサルタント業者の補償内容、積算金額を絶対正確なものと考え、答弁し続けてきたこと自体が大問題であります。積算した業者は、物件移転補償調査積算書は

一般的な基準に従って調査、積算しております。市当局が精査され、市長が決定されますと答えております。当然のことです。

今回は、物件移転補償費が4万円減額されています。市役所のフェンスに無断で取り付けられていた駐車場の番号札19枚の撤去費が物件移転補償費の中に積算されていたことを原告に指摘され、取り外された4万円の減額であります。これは氷山の一角の一例にすぎません。精査すれば、かなりの補償内容、過剰な補償金額等が発見できると考えます。これこそ真剣に取り組む姿勢と情熱の問題であり、民間企業から学ぶローコスト運営の推進、貴重な税金は1円なりとも無駄遣いしないと市民に約束してきた原点を見失っているあかしでもあります。

また、過ぎ去ったこととはいえ、前にもただしましたように、ボーリング調査費でも蟹江警察署の場合は弥富の半分以下の約438万7,500円で落札し実施されています。弥富は約1,030万円、よく調査、比較してみることも必要であります。調査工夫をして、真剣に取り組めば節減できることは多くあります。市当局も建設工事等の設計金額、入札予定価額等の積算をして入札執行をしており、入札段階においていつでも概算の金額は把握できる状況であります。お互いに素人であっても、疑問を感じたら、設計士等専門家に比較検討してもらえば、恐らく1億530万円というような高額な補償金額にはならなかったことでしょう。

そのために、弥富市と株式会社石田技術コンサルタンツ名古屋支店から裁判所に提出された物件補償調査積算業務報告書について専門家とともに精査をしたのであります。市当局も改めて精査し直すための参考に、その中の一部、問題を感じた補償内容、積算金額等の問題点をまとめてただそうとしましたところ、今度は裁判中であるからと内容の質疑すらかたくなに拒否しているのであります。そのため、ここで詳細な補償内容、補償金額等の問題点を取り上げることは差し控えますが、この予算額を執行すれば必ず禍根を残すこととなります。1対1.28の土地の交換、1億526万円という高額な物件移転補償額を執行した場合、他の土地取得条件との不公平感が発生し、悪前例になって今後の公共用地の取得は困難になると考えられます。

また、名張のように損害賠償訴訟が起り得る可能性もあり得ると考えるべきであります。特に全体の補償金額が高くなっている原因の一つは、諸経費率が18.4%と高率で全てに積算されております。これに疑問を感じなかったことは怠慢と言わざるを得ません。公金であるからこそ、より厳格に精査すべきでありましょう。

第2の問題点は、最初の庁舎改築等検討委員会のあり方、協議内容であります。

まず、検討委員会の委員は充て職が中心で、学識経験者と言われる専門家が一人も委員に選任されていないことでもあります。委員からのいろいろの意見が出されたとなっていますが、市当局の対応に問題があったのではなかろうかと思えます。

今回、あま市が市街化調整区域の農地2万7,000平米、約8,200坪を買収して新庁舎を建設することを発表し、パブリックコメントを求めています。弥富の検討委員会でも、市街化調整区域で建設する意見が出たと聞いております。市当局は、都市計画法上不可能と答弁していますが、どのように調査、検討した結果、不可能と決まったのかが問題であります。今まで、議会としても検討委員会の結論を信頼して進めてまいりました。私がいつも述べていますように、常にベストを求める姿勢が重要であります。将来を考えてみた場合、狭い現在地において解体して建てかえることがベストであると胸を張って言えるでしょうか。

飛鳥村の庁舎は、かさ上げして広大な駐車場を確保しています。また、現在、市街化調整区域においてまちづくり3法を活用して住宅開発計画を発表しています。愛西市でも、調整区域において広大な駐車場を確保しております。また、用地の拡大が可能なところに庁舎が建設されておるのであります。恐らく市長も、最初は広大な敷地が確保できる市街化調整区域も想定されていたのではないかと想像いたします。

全国的にも市街化調整区域において、新庁舎の建てかえを進めているまちが多くあるように伺っております。近いまちでは、あま市、三重県伊賀市もあり、伊賀市では、他の市町の状況をよく調査・研究をし、市街化調整区域にて広大な面積を求め、駐車場面積を拡大したほうが立体駐車場を設置するより経済的であるとの結論づけをして、現地の建てかえのための基本設計図を作成して約1億円支出しておりましたが、住民投票まで実施してから市街化調整区域に変更したと伺っております。他のまちでできるものが、我が弥富市ではできないということはないと考えるのであります。調査・研究し、努力をすれば、市街化調整区域でも可能であることを明言しておきたいと思えます。

第3の問題は、市長の政治姿勢と実行能力の問題であります。

2期8年に及ぶ服部市長は、困難な問題を解決していこうとする熱意、努力、実行力等に市長としての資質や責任感に疑問を感じております。振り返ってみても、困難な問題の解決は避けてきたと言わざるを得ません。点の問題を面の問題として、すなわち、みんなの英知、協力を求めて取り組み、解決していこうとすることができない性格であったと受けとめております。顕著な実例は、前ヶ須東勘助地区の区画整備でもあります。これを実行していれば、今ごろは155号線、市庁舎用地も確保できていたことであらうでしょう。執行権者は、弁舌、議論にまさっていても大した価値は残りません。服部市長は、都合の悪いことはひた隠しにして、格好よく議論がちに専念していると見るべきであり、服部市長であったからこそできたと言える弥富の歴史に残るようなものがあつたのでしょうか。執行権者は実行して、解決して、まちのために誇れる業績を残すことに専念し、喜びを感じることでなければ意味がないと私は確信しています。常に先頭に立って、ベストを尽くすことでもあります。

現況から判断して、今回この予算は簡単に執行できる状況にはないと思えます。また、繰

越明許を繰り返すという事態になれば、市民の不信を招くばかりであります。弥富市は、世間の笑いものにもなるのではなからうか。この際、補償内容、補償金額等の精査に専念をし、司法の判断が明らかになるまで新庁舎建設に関連する予算は取り下げる判断も必要ではないかと思えます。強行して得になるものはない、何も残らない。また、ベストを考えるならば、根本的に原点に立ち返り、まちづくり3法等の研究をし、水害にも対処できるように水のつかない高台にして、倍増の面積が取得できる市街化調整区域も検討対象とした誇れる新庁舎の建設も重要な選択肢ではないかと私は考えるのであります。

服部市長にとって最後のチャンスは、歴史に残るような新庁舎を建設することです。現在地で建てかえをしても、余り評価されるものではありません。他の市町でも、市街化調整区域において広大な用地を確保し、40年、50年先まで展望した理想的な新庁舎を建設する努力が続けられております。原点に返り、服部市長の努力が認められ、評価されるような歴史に残る新庁舎を建設するように考え直していただくことでもあります。

私の所見は以上であります。このようなことから、平成27年度一般会計予算には賛成をしかねます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、一般会計予算及び特別会計、合わせて5件、条例案4件に対する反対討論を行わせていただきます。

この定例議会を挟みまして、地震や自然災害からゼロメートルや地域のこの地方で市民の皆さんの命と財産をどう守っていくか。既に4年が過ぎても10万人を超える人々がふるさとに帰る見通しも立たない、異次元とも言える災害をもたらした原子力とその災害にどうかかわっていくか。憲法9条の解釈を内閣によって変更し、国際紛争を平和的な外交を基本とした歴代政府の立場と異なる集団自衛権の行使など、武力行使を是認する道を選ぶかが厳しく問われる事態に直面しておりました。市長は、この議会でも改めて表明された、原発はなくしていかなければならない、憲法9条は内閣の解釈で変更すべきではない、国民に対し説明責任を果たすべき。9条を守るという立場で今後も発言していきたいという趣旨の方向は、平和と安全を願う多くの市民や国民の立場を代表するものであり、私たちが賛同できる極めて大切なこととございました。

一方で、ゼロメートル災害から市民と地域を守るという課題は、国や県の力もかりなければできないことでもございますが、同時に、災害時に一次的な避難ができる場所や条件を具体的に明らかにし、不足している避難場所は命山なども含めて市内にどうつくっていくかなどの具体化は大きくおこなっております。その実行姿勢の最優先課題とするという立場を明確にされて、実行に移すことを強く求めます。

市の事業を総合的に進めるために、過大な将来負担を残さないために本格的な検討が求め



られているのは市の下水道事業でございます。

市長は、環境対策として公共下水道計画を進めることがよりよい方向だと考えていると述べ、国との関係でも10年間のアクションプランを定めていきたいし、県や他の市町の共同事業でもあるとの考えを表明されました。本年度公共下水道の建設費は7億8,000万円であり、国の補助金の2億5,000万円と市債の5億2,000万円はいずれも借金で賄うもので、別に一般会計から2億円を繰り入れる予定でございますが、それはさらに平成36年度には4億円を超え、44年度には4億9,500万円となることが上位計画で示されております。人口減少に向かっているときだけに、人口の密度が低く、1人当たりの管路が非常に長くなる地域は基本的に合併浄化槽に切りかえるなど、効果的な区域の設定をされること。また、合併浄化槽の国・県の補助金を活用して下水道事業の計画されていない地域の住宅建設価格を引き下げ、市内への人口の流入の促進を図ることなどを含めた事業計画とされることを強く求めてまいります。

トヨタ自動車と連結決算をしているところが5年間にわたって法人所得税を払わなかったことが大きな話題となりましたが、平成18年度に比べて平成24年度の県下38市で財政力指数が改善されたのは弥富市だけでした。元気な愛知と言われてきましたが、その影響は何と財政力指数を0.25から0.66と大幅に減少させた団体が愛知県下で8団体もあるすさまじいものでございました。弥富市はこの間、市民1人当たりの税収の増加は平成18年度15万円から24年度17万3,000円、25年度は18万円となっておりますが、その最大の要因は固定資産税の大幅な増加でございました。平成17年度に比べて、25年度で尾張18市で固定資産税が増加したのは弥富市が127%、次が岩倉市の105%、春日井市の103%だけで、中には80%台に後退した市もございました。これは西部臨海工業地帯の企業立地もございましたが、それを除いた地域で、18年度と比べて24年度は111%の増加も、弥富市がこうした税収を上げることができた特筆すべきものだと考えております。

平成18年12月議会で、飛島村に続いて、19年4月から中学校卒業までの子供の医療費を無料にすることが決められ、市で最大の平島の区画整理事業が終了した余剰地の売り出しが行われましたが、海部地方とその周辺地域の不動産広告に中学校卒業まで医療費無料のまちとして、3年間にわたってほぼ毎週末新聞折り込みが続けられたことや、名古屋に15分で出られる便利なまち、また9つの公立保育所が全てゼロ歳児からの受け入れを行っており、保育料は県下でもベスト3に入るような安い料金であるまちとして子育て世代から歓迎されたことが、この間の人口の増加と子供の減少防止に加えて、市の税収を増加させた要因ともなっております。

加えて、昭和末期の農家を中心としました住民の運動の力で、市街化区域内の土地に現在で多くの市町で固定資産税の43%、建物に23%の上乗せをしております都市計画税の導入を

やめたことが、農業収入の低下を補うことと市街化農地の非常に高い税金対策、特に相続税対策なども含めまして賃貸住宅をつくり、国に払う相続税を減らすかわりに市に固定資産税を払い続けるという選択がされたことが、こうした固定資産税増収の背景ともなっております。

今後のまちづくりの課題としても、この方向性をさらに発展させることと、人口の増加より賃貸住宅の増加が多く、深刻な空き家問題などが発生しておりますが、人口の増加を図り、賃貸料が成り立つまちとするためにも一層暮らしの応援に力を入れ、便利で住みよいまちとしてアピールできるまちづくりを進めることを強く求めます。

市民の安全と福祉の向上のためには財源が必要であることは、市当局と私たちの間でも一致できることですが、ただ、方法についてはかなりの差がございます。1つは、行き過ぎた大企業・大資産家への減税を改め、社会がつくり出した富を再配分して異常な格差社会を是正し、消費税などに頼らない社会と地域の活性化を強めることだと私たちは考えております。質疑でも触れましたので、ここで繰り返すことは避けますが、今後も具体的な資料等の提供は行っていきたいと思います。

また、市長が心配されておりました合併による算定がえの交付税が全廃されるのではということにつきましては、こうしたやり方で人口の集中だけでは財政の削減はできないと私たちは批判し続けてまいりましたが、合併市町村の深刻な実情などから、政府は基本的に70%は上乗せ分を確保するとして具体的な検討に入っております。

もう1つは、私は県に必要な役割を果たしていただくことだと考えております。

以前、愛知県は、国民健康保険会計のために県独自の補助金を旧弥富町時代には最大で加入者1人当たり年2,000円出しておりましたが、現在は全廃しております。県の財政力が46番目の高知県と比べて全国で一、二を争う愛知県は、義務教育費の小学生1人当たりの負担額は10万円も少ないものとなっております。かつては42億円出しておりました特別養護老人ホームの建設費補助金は12億円まで引き下げ、高齢化が進む中で65歳以上のお年寄りの人口に占めるベッドの数の割合は全国最低となっており、2万人もの待機者が生まれております。服部市長が復活を求めて市長会で決議して県に要請してくださった、平成20年度から打ち切られました65歳を過ぎた重度の身体障がい者の方に月額7,000円の県による手当の復活を求めてまいりましたが、これもそのままにされております。

以前、私が調べたところでは、弥富市の住民1人当たりの行政費と愛知県の県民1人当たりの行政費はほぼ同額でした。教育や医療、介護にかかわる県の責任も極めて大きいもので、県が積極的にかかわり、必要な負担をすることが極めて大きな役割を果たしていることは、長野県や高知県などの取り組みの中でも明らかなこととございます。今回、国の補正予算や新年度予算を使って保育士などの正規職員への増員を県として促進する、臨時職員を正規職

員にしたら、年額たしか6万円だったと思いますが、5年間県が市町村に助成をするというような制度もつくられたところもございます。

愛知県の財政が厳しいという最大の理由の一つは、企業が元気になれば県民が潤うとして大幅な企業減税が行われ、本来暮らしのために使われる県の予算がそういうものに相当使われているからでございます。これは、私たちにも12年間にわたって一人の共産党の県会議員も出すことができなかつたという一端の責任もございますが、県民の暮らしを守るという立場からの県議会のチェック機能が大幅に落ち込んだばかりか、今期の県会議員の総数の4分の3にも相当する76名の議員の方々、全ての主要党派・会派の議員が対象になっておりますが、全国的にも大問題となっている政務調査費の不当利得があるとして名古屋地方裁判所から返還を求める判決が下されております。大村知事は、これをかばって、この判決の取り消しを名古屋高等裁判所に控訴しております。

医療や介護を通じて県民の命と暮らしを守り、教育を通じて民力を高めるために、県が本来の役割が果たされるよう強く求めていただきたいと思います。

また、東洋経済新報社の都市データパック総合評価の住みよさランキングの中で、政府の資料を使っておりますので、発表された年次よりも数年前のものとなると思いますが、2008年度版では、弥富市の事業所で新たにつくり出された粗利益とも言えると思いますが、総付加価値額は従業員1人当たりで1,149万1,000円でございます。これは全国で当時321位でございましたが、2014年版では何と2倍の2,399万円にもなっており、790市余りの中で33位と驚くほどの利益を生み出してありますが、これが労働者や下請に還元されたようなことは、どう見ても考えられないものであります。企業が利益を上げれば、これが労働者や下請に反映されないのは、ここ久しい状況がつくり出されております。

こうした中で、名古屋市も京都市も国保財政への国の新しい支援を見越して1人当たり数千円の国保税の値下げを予定しておりますが、残念ですが弥富市ではそうした検討も行われておりません。少ない職員配置もあり、担当部課でそういう財政問題まで踏み込んだ対応に手が回らないようですが、必要な職員を配置し、国や県の新しい制度も活用した積極的な対応を求めます。その際、高齢者や障がい者、低所得者など生活弱者がどんな苦しみに耐えているかに心を配り、寄り添える職員を育ててくださることを強く求めます。

以上の立場から、一般会計予算は大幅な改善を求め、国保特別会計は国による支援も活用し国保税の引き下げを求めます。

後期高齢者医療特別会計は、国による制度改悪や弱者に対する保険料の大幅な引き上げが想定されておりますので、こうした改悪をしないように御尽力いただくことを強く求めます。

介護保険特別会計は、同じ世帯に住民税の均等割がかかる人が1人でもいれば、65歳以上の年金収入等が80万円を超える人が保険料の標準額負担という生活保護と変わらないような

人々にさえ多額の負担を求め、高齢者によって総費用の一定分を負担させるという、健康で文化的な国民生活を保障するという憲法25条の根源にかかわるような高負担を当たり前とする制度であり、根本的な改善を求めてまいります。

公共下水道事業については、多額の将来負担を実際の将来負担額も明らかにせずに次々と事業の拡大を進めてまいりましたが、先ほども申しあげましたように、今後の10カ年計画については最小限度のものに改めることを強く求めます。

また、弥富市の特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正と弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、海部地方教育事務協議会の規約変更についての3件につきましては、これは憲法でさえ内閣の解釈で変えるという安倍政権のもとで提案され、施行に移されたものでございますので、本来の教育の中立を守っていくという上では、やはり法律としても、あるいはそういう人たちが執行していくということを考えますと、戦前の日本でもそうでしたが、非常に教育が国の形を変えるものになるということから考えましても、自分の気に入らないことは一切問答無用で、どれだけ国民が反対しても押し通していくというような人たちがトップにいる国で絶対にあってはならないことだと思いますので、賛成できません。

最後に、弥富市介護保険条例の一部改正についてでございますが、せっかく低所得者について改善をされたわけでございますが、もともと問題のある制度でありますから、それでももろ手を挙げて賛成するというのには抵抗がありました。その中で従来の同一段階だった約3,000人余りを2つの段階に区分をして、一方は300円だけの引き上げ、もう片一方は6,000円の引き上げ、上げ幅も上げ率も一番高い所得の人たちに比べても高いというようなことは、せっかくの努力に水を差すものであり、この状況では賛成できないということで那須議員も修正案を提出されましたが、一致が見られず原案が可決されましたので、せっかくの尽力がされたとはいえ、どう見てもわずか70万ぐらいの違いで、しかも、要するに家族がおって扶養控除が行われて課税額で決めるならともかく、所得で決める基準になっておることから、同じというか、新たな6段階と7段階の間では実際に使える収入、可処分所得では逆転現象が生じる人たちがたくさんこのやり方だと出ると思います。

私は、行政がやることとしては、そういう矛盾はなるべく解消できるものにしていくべきでありまして、さまざまな制度の仕組みの中で仕方がないというような説明もされましたが、住民の側から見るととても納得できないということだと思いますので、以上で、今申しあげましたような新年度予算案、また条例に対して反対をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 平野広行議員。

○7番（平野広行君） 私は、議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の一般会計当初予算は、対前年度比1%減の143億7,000万円が計上されました。新白鳥保育所の建設事業も終わり、大型事業がなくなるため、儉約型の当初予算になったと思います。財政調整基金は3,890万円ほど取り崩しますが、市債の発行は前年度に比べ4億円ほど減少し、10億2,600万円が計上され、健全な財政運営を目指した予算案であると思います。

次に、今年度の予算は安心・安全なまちづくりを目指した予算編成がなされておりますが、新事業を見てみますと、まず1点目として、市内にあるコンビニ20店にAEDを設置し24時間利用できるようにする予算241万円、そして病児・病後児預かり施設の建設に1,340万円が計上されております。また、防犯対策として、市内全防犯灯のLED化を進めるための予算800万円、さらには防犯カメラを設置する自治会に対して50万円を限度に半額を補助する補助金200万円が計上されております。防犯カメラの設置補助金に関しては、以前より一般質問、議案質疑でも取り上げられており、このたび予算計上され、評価いたします。

そして防災面においては、津波・高潮からの一時避難所として弥生小学校、十四山保育所、のびのび園の屋上に外階段を利用して避難できる避難所設置の設計委託料及び設置工事費が計上されており、公共施設を利用した防災対策が進んでいることがうかがえます。

次に、地場産業の育成に目を向けますと、弥富のシンボルであります金魚に関しては、金魚養殖の新規就農者育成事業の平成27年度実施に向けての調査準備事務費が計上され、また小学生を対象に、金魚の飼育の楽しさを理解し、金魚に親しむ地場産業の育成事業としての取り組みがなされた予算計上となっております。

教育の分野におきましては、郷土の歴史、自然、文化を学ぶ郷土学習のための副教材を作成し、小学校5、6年生及び中学生を対象として弥富について学ぶ取り組み、郷土愛を育む学習として77万円が計上されておりますが、大変有意義な事業であると思います。

また、議会費におきましては、開かれた議会を目指し、委員会、全員協議会の傍聴を行ってききましたが、さらにより開かれた議会とするため、いつでもどこでも議会が見られるインターネット配信の費用が計上されておりますが、費用を最小限に抑えるため、庁舎内にある映像・録画設備機能を利用する儉約予算となっており、大変評価ができるものであります。

以上、新規事業として予算計上されたものについて述べさせていただきましたが、いずれもタイムリーな事業予算となっており、評価できるものであります。また、新庁舎の建築は喫緊の課題であり、新庁舎建築に向けての予算も計上された中で、前年度対比1%減の予算においてうまく配分された予算であることを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） この議会では、今までの議会運営委員会等で、討論は通告制をとっておったと思うのだが、その点は、通告しなくても自由に発言できるシステムにいつからなかったかちょっと聞かせてもらいたいです。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時30分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、本日の本会議の討論の運びについて異議がありまして、早急に議会運営委員会を開いていただきました。その結果、討論の運び方に何ら問題がないということで、討論を続けていきたいと思いますが、皆さんよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） それでは、会議を続けます。

ほかに討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） このたびの議会では、複数の議員から早急の防災対策・庁舎建設について質問がございました。

弥富市の役所庁舎は、建設後48年経過し、施設設備の老朽化、狭隘化、耐震性の不安、防災・災害対策の拠点としての機能不全、情報化等への対応の限界など、さまざまな問題を抱えていることは皆さんも御存じのとおりであります。

愛知県は、南海トラフで起こり得る最大規模の地震によって県内で約2万9,000人が死亡し、建物は約24万棟が全壊するなどとの被害想定を発表しました。同時に、建物の耐震化や津波の避難ビルの有効活用などの減災の対策が進めば、死者は4割以下の約1万1,000人、全壊建物も約4割の10万棟余りにまで抑えられるとして一層の対策を呼びかけています。さらに、本市は臨海区域を除いてほとんどの地域が海拔ゼロメートル地帯であり、愛知県のモデル地区として浸水・津波による災害から住民の生命及び安全を確保することを目的に津波シミュレーション結果が公表された地区でもあります。

さて、東日本大震災において庁舎が被害を受け、行政機能を喪失した被災地の状況を目の当たりにしたとき、災害発生時の被害情報収集や災害対策に対応する防災拠点としての市庁舎の安全確保及び庁舎の倒壊から来庁されている市民や職員の身体・生命を守るため、災害

に強い庁舎の整備は喫緊の課題であります。

こうしたことから、早期に庁舎建設に取りかかるため、提出されている議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算に賛成いたします。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をします。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号から議案第12号まで、以上5件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第12号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第18号まで、以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第18号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号から議案第22号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第22号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



次に、議案第24号から議案第29号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第29号までの以上6件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第31、議案第30号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地方創生の先行的な取り組みや地域の消費喚起の促進を行うものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,732万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を144億6,799万7,000円とし、繰越明許費の補正を計上するものであります。

歳入予算の内容といたしましては、国からの地域住民生活緊急支援交付金4,081万4,000円、県からのプレミアムつき商品券発行事業支援交付金651万5,000円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費につきまして、まち・ひと・しごと創生に係る総合戦略策定のための基礎調査等業務委託料712万8,000円、民生費につきまして、子育て支援情報ポータルサイト作成委託料259万2,000円、商工費につきまして、プレミアムつき商品券発行事業費補助金3,113万3,000円であります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第32 発議第1号 弥富市議会委員会条例の一部改正について**

○議長（佐藤高清君） この際、日程第32、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提案者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第1号弥富市議会委員会条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、地方自治法第121条の改正に伴い、委員会への出席説明者を改めるものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 発議第2号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第33、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第2号弥富市議会会議規則の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、会議時間を変更するため必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） では、質疑をさせていただきます。

ようけありますので、できたら控えていただいて、1番から15番ぐらいまで第1回でやらせていただいて、残りはまたその後質問をさせていただきます。

では、一番初めの質問をします。

公明党の堀岡敏喜議会運営委員長、この発議についてミッションの説明をひとつお願いいたします。

発議第2号につきましては、本会議の一般質問を9時からということですが、これはどのようなメリットがあるのか、その説明を。

3番目に、全員協議会の中で、局長が一般質問を、現在2日間ですが、3日間やるとケーブルテレビ社に市民税の負担がかかるということでありますので、これは一体幾らかかるのか、金額ね。

4番目には、発議第2号に、議員の都合で市民の意見も聞かずに、パブリックコメントというのを、公明党の堀岡敏喜議会運営委員長は、これをしなくて、なぜ発議を提案されたのか、この点についてお聞きをします。

5番目には、市民の多くの方が服部彰文市長のケーブルテレビの予算約8,000万円近くが議会に提案され、多くの市民が一般質問または地域のニュース、情報を聞きたいということでありますので、これについてどのようなメリットがされていくのかということと、それからもう1つは、ケーブルテレビの利用者は何世帯ありますか。

6番目に、前回全員協議会の中で、最終議会で公明党の堀岡議会運営委員長が発言の提案とされている、佐藤高清議員からも多く聞きましたですけれども、高齢者の方は、朝、コーヒー屋さんやら、あるいは友人と話をされて家に帰るのは約9時から10時ごろということを知っていますが、公明党の堀岡議会運営委員長は、この発議第2号の提案をするには市民の方の意見によく耳を傾けたのか、この点についてもお伺いします。

それから、7番目です。公明党の堀岡議会運営委員長は、本会議の議席で、3月11日に、那須議員、川瀬議員に対して愚かな発言をされて2人に注意をされたことについて、威嚇に近いような発言をされて、また3月13日には同じように早川議員にも威嚇するような発言をされた。これは、議会の会議規則から言っても正しいのか正しくないのか、これを聞きます。

8番目に、今回の発議第2号につきましては、提案者は議員の定数、現在18人ですが、次回からは16人で大原功が提案をしまして、多くの議員の方に賛成をいただき、可決、決定をいたしました。この提案に、私は丁重に説明をしましたが、堀岡議員は反対をされました。また、次回には16人の議員になりますので、2日間で約2時間余りの余裕ができるんですけども、この件については、発議を出す以上はそのことについてよく勉強をされたのか、これをお伺いします。

第9番目には、公明党の堀岡敏喜議会運営委員長、会議規則第118条の説明をお願いいたします。

10番目には、会議規則第54条についても説明をいただきます。

第11番目には、会議規則第152条について説明をいただきます。

とりあえず、これだけお願いします。

○議長（佐藤高清君） 11問でよかったですか。

○18番（大原 功君） はい。今、1番から約10番まで言いましたから、1番は、どのようなことということで、市民にわかりやすく、またインターネットやいろいろなもので国民も知りたい権利がありますので、正しく説明してください。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、大原議員の質問に1番からお答えをしていきます。

今回のミッションということですけども、この議案が上がった一つの背景には、12月議会、今議会もそうですけれども、一般質問をされる議員がたくさんいらっしゃいます。今、弥富の市議会の一般質問に関しましては、クローバーテレビを通じて中継も行っている。もちろん議会での質疑に関しては傍聴もできるわけですけども、より市民の方に見ていただく、知っていただくということでクローバーテレビというので中継をすることになっていきます。質問者が多いということもございます。それと、内容もかなり濃いものになってきて、18人中、前回も16人の議員が一般質問に通告をされている状況です。

大原議員も御存じかと思いますが、1人1時間質疑をする時間が与えられています。何時に終わるかというのはわからないと思うんですけども、やはり用意する段階では、その1時間をフルに使うということのを予測しなきゃならないですから、1日16人ですと最低8人こなすという言い方も失礼ですけど、予定をされてしまいます。10時からですと、1時間フルにしますと8時間、休憩時間を入れて9時間、各8人の間にもし10分間休憩を入れるとすれば70分をプラスしなきゃならない、そうすると1時間と70分ですから10時間ぐらいかかってしまうと、10時からですとフルにやりますと結局8時になってしまいます。そういうのは今現在のところ現実にはないですけども、それに近い状況というのがあるわけですね。

クローバーの関係も無視はできませんので、今弥富の会議規則というのが実質10時からし

かできない。その部分を夜5時、6時になってもいいじゃないか、7時になってもいいじゃないですかと、この前、大原議員は全協の中で3日目を提示してもいいんじゃないかという御提案もございましたが、全員協議会で、議会全員で話し合った結果、まず10時からというもの10時に縛る必要もないだろうと、まず規則を変更しようという決議になって今回9時からになったと。そのことがまず1つです。

これは、2番も同じ質問ですので、それでいいですかね。

3番目が、市民税を使う云々という、要は3日間一般質問をした場合にケーブルテレビにかかる費用は幾らかと。これが、1日が16万円ですので、これに消費税がかかります。掛けることの1年間で4期ですから、1年間で約70万弱かかるということです。

4番、10時の会議規則を9時に改めることに関してパブリックコメントを得たのかということですが、得ておりません。ただ、これは個人的なことですが、会議というのは10時からできへんのかということは聞いたことがあります。

5番、一般質問のケーブルテレビの利用者ですが、ケーブルテレビの加入者というのは、以前の質問で48%と聞いていますけど、総務部長、それ以来変わっていませんか。

○18番（大原 功君） 答えてはいけません、あなたは。

議会規則で、委員長に質問をするときは市側は答えてはいけません。総務部長、わかりますか。

○10番（堀岡敏喜君） どうも失礼しました、48%だと確認をしております。

6番目が、全協で、御高齢の方がおうちへ8時か9時ごろに帰られるという人もいらっしゃる、そういう方についての配慮はあったのかというような趣旨の質問だとは思いますが、ここは難しいところだと思いますが、配慮をしても、議会の開催ですので、10時、9時に開催するに当たって、市民に説明する必要はあるかと思いますが、今7時から再放送もやっていると、また今はネット配信もやっていると、その方が見られる、見られないというのはあるかと思いますが、また、今後データとして、一般質問、まだ質疑に関しては残っておるものですから、例えば図書館とか、そういったところで議会の様子をDVDに落として見ていただくということもまた可能になってくるかと思いますが、これはまた、議会の改革協議会で皆さんと協議をしながら、市民の方に広報というところで考えていきたい、そのように思います。

7番が、威嚇が云々という話ですけど、今回の発議とははっきり言って関係ございませんし、私は威嚇した覚えはございません。

8番、定数が18から16、定数が16に可決して、反対した、これじゃなかったですかね。2日間を3日間という話だったかな、8番目の質問です。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 8番目は、今回の発議第2号を堀岡議員が提案された定数につきましては、現在18人ですが、次回からの選挙では16人になります。来年からは2時間というのが2日間出てくるわけなんです。今、何の目的で、議員の都合だけで出されておるのかということをお聞きするということ。私が議員の定数を削減するときには、あなたに丁重な説明をちゃんとさせていただきました。だが、あなたは反対をされ、他の議員は私について賛成をいただき、可決、決定となりました。

こういうことでありますので、この部分について時間が2日間あるわけ、あと半年もたてば議会の選挙があります。なぜ今これを変えなきゃいかんかということ、そのことをあなたに。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 定数が来期から改選後は16人になると、議長は質問をしないわけですので15人、それでも7人と8人ということになります。

先ほども言いましたけれども、1議員が一般質問で預かる時間は最長で1時間でございますので、仮に7人としても7時間、それに昼休憩が入りますと8時間、議会の議員と議員の質問の間に5分なり、10分なり、10分と休憩を仮定した場合、これは60分になります。2時間ということは、7人で2時間プラス9時間ということになります。これは、10時からやると7時までフルでかかってしまうと、そういう環境もあります。

ですから、なるだけ二元代表制という中で議会が討議する場を、環境を整えるという意味では、10時からの開催が今の御時世で妥当なのかどうか。これは、去年の12月の議会改革協議会で発議をされた、1月の協議会で議会全員で話し合っ、10時からやっている一般質問を9時からにすると決めたわけじゃなくて、今規定されている10時からの開催を9時に広げても何ら支障がないだろうということで決議をしたというように記憶をしております。

続けて、9番目の質問、第118条の説明ということでよかったですかね。今、会議規則がありますんで、とりあえず読みたいと思いますが、委員長が委員として発言をしようとするときは、委員席に着き発言をし、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができないということですね。

この説明ということですか。

○18番（大原 功君） そこまではいいです。

○10番（堀岡敏喜君） それで、10番目が54条ですね。議長が議員として発言をしようとするときは、議席に着き発言をし、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない、

これも読んだとおりにしたいと思います。

152条、議場または委員会の会議室に入る者は、帽子、外套、襟巻、つえ、傘、写真機及び録音機の類を着用し、または携帯をしてはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。これは先ほどの全員協議会でも確認をいたしました。スマホなり携帯なり、そういったものは議場には持ち込めないという議長のお達しというか、決議がありましたので、しっかり守りたいと、そのように思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） まず、一番初めのところから聞きますけれども、まず1番のミッション、いわゆるミッションということは任務ということで、この任務を果たすということは、あなたは、この発議を出すんだったら、会派でやったらもっと時間が済むわけだ、そうでしょう。国でも地方でも会派でやる。なぜ会派でやるということ、提案を、これだけのものをしようと思うんなら、先ほど言ったように8,000万近いケーブルをつけて、規則だったら、そういうことをやれば時間が13人であっても半分で済むわけ、こういうことをするのが本当の発議だと思うんですね。発議をただ文書化して出すだけじゃなくて、やっぱりこういうことも考えないといかんということね。

それから、ケーブルテレビは今48%と聞きましたかね。48%ということは、弥富市の世帯数は何人ですか。弥富市の世帯数に対しての48%だと思いますから、世帯数は何人ですかということね、これを聞きます。

それから9番目の、先ほど言いました会議規則118条の説明ということで、会議規則118条というのは、あなたは議運の中でも委員長で、副委員長に許可を入れずに発言をしてみえるということは議長からも聞きましたし、議運の委員からも聞きました。これは委員として独裁的じゃないかと。あなたも議運の委員長をやるなら、私も議運の委員長は七、八回の経験があつて、議長も何回かの経験があります。必ず発言するときは委員長が副委員長にお願いをして、そして発言をしないかん、あなたはやっていないでしょう。それが今、ここで会議規則と、いわゆる今の発議2号を出すということは、全くあなたは議会を無視しておる。地方自治法の中で無視しておることがきちっとしてあらわれておる。これは議長にも聞きましたから、議運の委員にも聞きました。

それから、今の152条については、携帯や、あるいはその写真機、いろんなもので、あなたは私の前におりますから、スマートフォンか何かそういうのを持って毎日やってみえた。これは地方自治法の会則を間違つてあなたは、これは処罰の対象になるんです。これについて、あなたはね、こういうことをやっておるといことは、公明党の堀岡敏喜議員は、個人的に見ると議会を無視する、会議規則を無視するとなると、いわゆる独裁者じゃないかなあ

というふうに私は感じます。私も後ろから見ておって、この人は一体どういう人かなあと思う。

あなたは特に、公明党と言って創価学会の信者でありますね。日蓮大聖人という、いわゆる法華経の道。法華経というのをあなたはわかっていますか。法華経というのは、あなたは知らんと思いますから教えてあげますけれども、法華経というのは、最上という人が延暦25年の正月の月の26日に初めて法華経というのをされ、桓武天皇によって初めて日本に仏が認められたということなんです。だから、そういうことを、あなたが人を優しくするという意味じゃなくて、本会議では持ってきてはいかんやつをやっておるということは独裁的じゃないかなあということをおもうから、その点についても押さえておきます。以上、それだけ。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちょっとさきの質問、1番のことはいいのかな。

済みません、大変申しわけないんですけど、世帯数というのは、はっきりとした数字を言わなきゃならないんですよ。

○18番（大原 功君） まず、会派のほうからいこうや。

○10番（堀岡敏喜君） 会派の質問、それは大原議員の意見には、ある意味私も賛同いたします。今の一般質問のあり方であるとか、そういったことは、今せつかく会派があるもんですから、会派の中で意見をまとめて一般質問の質問の精度を整理していくということは非常に大事なことですし、そのことに関しては意見に賛同をいたします。

2番目の世帯数は、大変申しわけない、恥ずかしい話ですけど、正確な数字が正直わかりません。今答えることが正直できません。

それで、118条の、副委員長に発言の許可を求めて委員長が発言をすると。私が副委員長に発言の許可を求めず発言をしていると、そういうふうな指摘があったんですけど、正直そういうことはしていないと思いますが、もし……。

○18番（大原 功君） そうすると、じゃあ議長がうそを言っておるんですかね。それを言った議長が、そうしたらうそを言っておることになりますから。議長、いいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 議長、あなたから私は聞きましたね、議運の中の委員にも聞きましたね。発言をするときに、委員長は、副委員長にかわりということをしなくて発言をしているところが何度もありますということをお聞きしましたから、これは議長が言われたので、議長が私に今発言について許可をしているんですから、議長、どうですか。そういうことはありませんでしたか。

○議長（佐藤高清君） 大原議員、質問は3回までですので。制限が、質疑は3回までという

のがありますので。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） もしそういうことがあるとしたら、いろいろ質問が議運でもあります。重なる質問もございます。それを求める意味で、私が発言したことが私の発言だととられたのかもしれませんが。もしそうであれば、おわびをいたします。これでいいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員、最後の質疑です。

○18番（大原 功君） 今の、この7番のところについては関係ないという話ですけども、やっぱり本会議場の中において、たとえ休憩の時間でも本会議という部屋の中で同志の議員を威嚇するような、注意をあなたはされたんですから、あなたが、はっきり言うと愚かな発言、いわゆる愚弄の発言と同じようなこと、それをされたから3人の議員から注意をされたわけです。それを威嚇するようなことは、やっぱり議会運営委員長として、私も30年近く議員をやらせていただいたけれども、こんなことは初めてであるわけです。だから、発議というのは議会の会則をつくること、そういうのを全くに間違えた発言をしてみえる。

それから、今の152条は、あなたはどのように責任をとるわけですか。地方自治の中の会議規則を全く無視しながら今までずうっとこうしている。私も議員を今言ったように30年近くやらせていただいております。議員というのは、政治家でもそうです、初心を忘れたら独裁者になります。だから、あなたはこの会議規則を破って、本会議でやってみえることは独裁者に匹敵するのではないかなあというふうに思うんですけども、この次にと行って、あなたは反省する意味があるのかないのか。今までやっておったから、これはもういいんだというふうじゃなくて、これは議会の皆さん方は持ってきていないんだから、持ってきていないということは、あなたは持ってきたということだから、皆さんの議会を無視したことだから、これは皆さんに陳謝することは当然のことということと。

それから、本会議で3人の方に陳謝をされるのか。注意をされたことに対して、やっぱり威嚇されるようなことをやられれば、相手だって恐怖感にもおびえると思います。私は後ろから見ておったからわかります。こういうことをやっぱりきちっとしないと、発議を出す以上は、改革をすることなんです。私もそうですね、議員の定数をするときにはあなたにもきちっと説明しました。集団的自衛権のことについても、全くおおむねその説明ができなかった。ただ後ろにおいてやじを飛ばした程度のものであって、私は了解はしておらんわけです。あの説明では本当にわかりにくい、市民からいっても。

こういうことがあるので、これはあなたが正すことは、やっぱり正さないと、ただ公明党の議員だから私はいいんだと、与党に入っておるからいいんだということじゃなくて、やっぱり襟を正してやっていかないと、自民党は日本の経済を、産業を発展させる役を持ってい

るんですから、そこの中にあなたにも入っているんですから、こういう議会の規則を守らんようなことでは私は本当に恥ずかしいなあと感じております、弥富市議会の中でも。

この部分について、今言ったところの中で、反省されるところはあれば反省していただいて、陳謝するところがあれば陳謝してください。

○議長（佐藤高清君） 最後の質疑でよろしいですね。

○18番（大原 功君） 本当はもっとやりたいんだけど、いかんわ。

○議長（佐藤高清君） 最後です。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 反省するところは反省しろということでございますので、反省すべきところは反省をいたします。

まず、152条の、議長に許可を得ずスマートフォンをさわっていたという指摘でございますが、持っている私にしてみれば、スマートフォンというのは一つの議会手帳のかわりにもなりますし、メモ帳でもありますから、それをいじっていると世間から見れば何か通信をしているんじゃないかというふうな疑いがかけられても仕方がないと、そういうようなこともありますので、そういう誤解を受けたのであれば、私はここで陳謝をして、今後は使うことは一切避けさせていただきます。ただし、誤解していただきたくないのは、議場、議会中に何か別の通信をしているとか、指摘されるようなことは一切しておりませんので、今後は誤解を受けないようにしっかり対処していきたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。

先ほどもありました威嚇をしたという話ですけど、威嚇をした覚えはございません。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 大原議員、最後です。まとめてください。

○18番（大原 功君） あなたが発言したことについては、相手にとっては威嚇されたと、恐怖に驚いたということもあるわけですね。あなたの考え方と言われた人の考え方は大きく違うわけね。言うほうにとっては、そんなことぐらいということもあるけど、そうでしょう。

それから、今の152条については、私が悪かったということだけはきちっと言ってください。

○議長（佐藤高清君） これでいいですね。

○18番（大原 功君） いや、言ってもらわないかんわさ、それも悪かったなら悪かったということは。間違っておるんだもん。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員、最後です。

○10番（堀岡敏喜君） 152条の件では、先ほど申し上げたとおりです。

○議長（佐藤高清君） 質疑を打ち切ります。

ほかに質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 請願第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の  
提出を求める請願について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第34、請願第1号を議題とします。

紹介議員の佐藤博議員に、請願の趣旨説明を求めます。

佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） 請願第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する  
意見書の提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

お手元に請願第1号が配付されていますので、ごらんをいただきたいと思います。

この請願は、全国B型肝炎訴訟名古屋弁護団から、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療  
費助成制度の創設並びに肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態  
に応じた認定制度にすることを目的としたウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を  
求める意見書を国に対して提出していただきたいとの要請がありましたので、私が紹介議員  
となりまして提案をさせていただきました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

請願第1号は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり採択されました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩します。

再開は、準備でき次第再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時 37 分 休憩

午後 4 時 41 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、堀岡敏喜議員より、先ほど採択されました請願の趣旨に沿って、発議第 5 号が提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 5 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 35 発議第 3 号 年金積立金の適正運用の確保についての意見書の提出について

日程第 36 発議第 4 号 子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書の提出について

日程第 37 発議第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第 35、発議第 3 号から日程第 37、発議第 5 号まで、以上 3 件を一括議題とします。

本案 3 件は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第 3 号から発議第 5 号まで 3 件の意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第 3 号年金積立金の適正運用の確保についての意見書につきましては、国に対して年金積立金の運用は安全かつ効率的に行い、またその運用が適切に行われるよう早急に年金積立金管理運用独立行政法人、G P I F のガバナンス体制の強化を図るよう強く要望するものであります。

次に、発議第 4 号子ども・子育て支援新制度に関する予算の確保・増額を求める意見書に

つきましては、国に対し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のための財源確保や保育士の人材確保のために大幅な処遇改善を実現するなど、よりよい保育の実施ができるよう要望するものであります。

次に、発議第5号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書につきましては、請願にありましたように、国に対しまして、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設をすること並びに肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にするよう強く要望するものであります。以上であります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第38、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に山口敏子議員、早川公二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第39、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に堀岡敏喜議員、那須英二議員、伊藤勝巳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規則によって告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第40、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に松岡雅樹さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した松岡雅樹さんを当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した松岡雅樹さんが海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された松岡雅樹さんには、文書をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第41、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成27年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時48分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行